

ヘイトクライムに関するアメリカの連邦法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課長 ローラー ミカ

【目次】

はじめに

I 米国におけるヘイトクライムの状況と立法の概要

- 1 ヘイトクライムの状況
- 2 ヘイトクライムに関する従来の立法措置

II シェパード・バードヘイトクライム防止法

- 1 概要
- 2 連邦の権限
- 3 表現の自由との関係

おわりに

翻訳：合衆国法典第18編第249条ヘイトクライム行為
(シェパード・バードヘイトクライム防止法)

はじめに

2013年7月、黒人高校生トレイボン・マーティン(Trayvon Martin)君射殺事件に関するフロリダ州裁判所での無罪評決をめぐって、全米で議論が高まったが⁽¹⁾、米国ではヘイトクライム(憎悪犯罪)があとをたたない。「偏見による暴力犯罪」⁽²⁾の大きな特徴は、被害者のみならず、被害者が選択される原因となった特徴を共有している共同体の他の人々にも影を落とす

ことであるといわれる。2009年10月にヘイトクライムに関する新たな連邦法に署名したバラク・オバマ(Barack Obama)大統領は、ヘイトクライムは危害を加えるに留まらず、恐怖を植え付ける犯罪であると述べている。本稿では、米国におけるヘイトクライムの状況と連邦による立法措置の概要を紹介し、末尾に2009年の連邦法の翻訳を付す。

I 米国におけるヘイトクライムの状況と立法の概要

1 ヘイトクライムの状況

1990年に制定された「ヘイトクライム統計法」(Hate Crime Statistics Act, 28 U.S.C. § 534 note)⁽³⁾により、司法省はヘイトクライムに関する統計を採取することが義務付けられている。全米各州・地方警察機関から司法省連邦捜査局(FBI)に提出された犯罪報告のデータ⁽⁴⁾を見ると、2011年には1,944機関から6,222件のヘイトクライム事件の報告が行われている。46.9%が人種、20.8%が性的指向、19.8%が宗教、11.6%が民族、0.9%が障害に関する偏見に基づくものである。一方、司法省の司法統計局の

(1) 第2級謀殺等に問われた被告が無罪となった。人種的偏見による犯罪ではないかという議論が起り、連邦政府による訴追を求める声もあがった。“With Criminal Case Closed, Justice Department Will Restart Hate Crime Inquiry,” *New York Times*, July 14, 2013. <http://www.nytimes.com/2013/07/15/us/justice-department-to-restart-hate-crime-investigation-in-trayvon-martins-death.html?_r=0>

以下、インターネット情報は2013年8月30日現在である。

(2) 末尾翻訳の「[立法事実の]認定(5)」(18 U.S.C. § 249 note, findings (5)) 参照。

(3) 1990年法(P.L.101-275)は「人種、宗教、性的指向又は民族に基づく偏見の証拠が明らかな犯罪」をヘイトクライムと定義した。1994年の改正(P.L.103-322)により「障害に基づく偏見」が、2009年の改正(P.L.111-84)により、「性別及び性自認に基づく偏見」が追加されている。

(4) U.S. Department of Justice Federal Bureau of Investigation, *Hate Crime Statistics 2011*. <<http://www.fbi.gov/about-us/cjis/ucr/hate-crime/2011>>

全米犯罪被害調査 (National Crime Victimization Survey)⁽⁵⁾によると、2007年から2011年の期間において、全米で年平均259,700件のヘイトクライムが確認されている。

2 ヘイトクライムに関する従来の立法措置

ヘイトクライムの捜査・訴追は通常は各州・地方当局の権限となっているが⁽⁶⁾、連邦も一定の役割を果たしてきた。最初のヘイトクライム法といわれる合衆国法典第18編第245条(18 U.S.C. §245)は、1968年公民権法(Civil Rights Act of 1968, P.L.90-284)により制定されている。従来からの主要なヘイトクライムに関する連邦法は次のとおりである⁽⁷⁾。

(1) 連邦により保護される活動(18 U.S.C. § 245)

人種、肌の色、宗教又は民族的出自を理由に、連邦により保護される6つの行為⁽⁸⁾について、その行為者に暴力又は暴力の威嚇(暴力の行使を告知して威嚇すること)により、故意に傷害を与え、脅迫し、又は妨害すること及びその未遂を禁ずる。

(2) 公正住宅権の妨害罪(42 U.S.C. § 3631)

(1)と同様に、1968年公民権法の一部として制定された(公正住宅法、Fair Housing Act)。売買、貸与等住宅に関する権利について、その権利の行使者に、人種、肌の色、宗教、性別、障害、家族状況又は民族的出自を理由に⁽⁹⁾、暴力又は暴力の威嚇により、故意に傷害を与え、脅迫し、又は妨害すること及びその未遂を禁ずる。

(3) 宗教関係財産の損壊(18 U.S.C. § 247)

①州際・国際通商に関係して、財産の宗教的性格を理由に、宗教的不動産を故意に汚損し、損傷し又は破壊すること、②州際・国際通商に関係して、暴力又は暴力の威嚇により、故意に信仰の自由の享受を妨害すること、③州際・国際通商との関係の有無にかかわらず、人種、肌の色又は民族的特徴を理由に、故意に宗教的不動産を汚損し、損傷し又は破壊すること、及びこれらの未遂を禁ずる⁽¹⁰⁾。

IIに述べる2009年のシェパード・バードヘイトクライム防止法(The Matthew Shepard and James Byrd, Jr., Hate Crimes Prevention Act)⁽¹¹⁾は暴力の威嚇のみでは違法としないが、これらの法律では暴力の威嚇の場合でも訴追の

(5) U.S. Department of Justice Bureau of Justice Statistics, *Hate Crime Victimization, 2003-2011*, March 2013. <<http://www.bjs.gov/content/pub/pdf/hcv0311.pdf>> データ収集は商務省国勢調査局が行っている。

(6) アーカンソー州、ジョージア州、インディアナ州、サウスカロライナ州、ワイオミング州を除く45州が、ヘイトクライムに関する何らかの立法を有しているといわれる。Anti-Defamation League, *State Hate Crimes Statutory Provisions*. <http://archive.adl.org/learn/hate_crimes_laws/map_frameset.html>

(7) なお、1994年暴力犯罪統制及び法執行法(The Violent Crime Control and Law Enforcement Act of 1994, P.L.103-322)に基づき、連邦量刑委員会の量刑ガイドラインにおいてヘイトクライムの量刑加重が規定されている。United States Sentencing Commission, *2012 Guidelines Manual* (§ 2H1.1, § 3A1.1)。

(8) ①公立学校への通学、②州により提供・管理されるサービス等の享受、③私企業・州による雇用とそれによる福利厚生等の享受、④州の法廷への陪審員としての参加、⑤州際通商の施設と陸水空の交通手段の利用、⑥ホテル・レストラン・劇場ほか公共施設におけるサービス等の享受の6つが規定されている。

(9) 1974年に性別(P.L.93-383)、1988年に障害と家族状況(P.L.100-430)が追加された。

(10) 1988年に制定された法律(P.L.100-346)。1996年教会放火防止法(Church Arson Prevention Act of 1996, P.L.104-155)による改正により、連邦議会の通商の権限に基づく規定(州際・国際通商に関係する場合)に加え、州際・国際通商との関係の有無にかかわらず〔憲法第13修正第2節に基づく〕人種、民族を動機とする場合が規定された。

(11) マシュー・シェパード、ジェームズ・バードはそれぞれ、1998年に起きた同性愛者、黒人に対する凄惨な暴力犯罪の犠牲者。

余地がある。シェパード・バードヘイトクライム防止法の制定以降も、司法省は従来からのヘイトクライムの法律による訴追を継続して行っている⁽¹²⁾。

II シェパード・バードヘイトクライム防止法

1 概要

シェパード・バードヘイトクライム防止法(最終的には2010年度国防授權法(P.L.111-84)の第E部として、2009年10月28日に成立した。)は、州、地方及び部族当局が行うヘイトクライムの調査、訴追への技術的・資金的援助を規定するとともに(42 U.S.C. § 3716, 3716a)、連邦レベルの新たなヘイトクライム法(18 U.S.C. § 249)を制定したものである。

18 U.S.C. § 249は、①現実の又は認識上の人種、肌の色、宗教、民族的出自を理由とした((a)(1))、又は②州際・国際通商に関連して又は連邦の特別な海上管轄・領域管轄内での、現実の又は認識上の宗教、民族的出自、性別、性的指向、性自認、障害を理由とした((a)(2), (a)(3))、故

意の傷害及びその未遂を犯罪とする。前述した18 U.S.C. § 245に比して、①連邦により保護される6つの活動を要件としないこと、②被害者の性別、性的指向、性自認、障害を理由に含めたことにおいて、連邦による訴追の可能な犯罪の範囲の拡大が図られている。

2 連邦の権限

(1) 合衆国憲法上の連邦議会の権限との関係

18 U.S.C. § 249の(a)(1)の規定は合衆国憲法第13修正第2節(奴隷制の禁止に関する連邦議会の権限)⁽¹³⁾に規定された権限に基づくと解されている⁽¹⁴⁾。第13修正成立時に人種と認識されていた限りにおいて、今日ではむしろ宗教、民族と考えられている集団も(a)(1)の規定の適用を受ける⁽¹⁵⁾。他方、(a)(2)の規定は連邦議会の通商の権限(合衆国憲法第1編第8節第3項)によるものであり、連邦が訴追を行うためには犯罪が州際又は国際通商に関係することを証明しなくてはならない。(a)(2)(B)の規定で「州際」「国際」の内容が定められている⁽¹⁶⁾。

(12) *Statement of Roy L. Austin, Jr., Deputy Assistant Attorney General, Civil Rights Division, United States Department of Justice, Before the Subcommittee on the Constitution, Civil Rights, and Human Rights Committee on the Judiciary, United States Senate, Entitled "Hate Crimes and the Threat of Domestic Extremism," Presented on Wednesday, September 19, 2012*, p.13. <<http://www.judiciary.senate.gov/pdf/9-19-12AustinTestimony.pdf>>

(13) 1865年成立。判例により奴隷制度の痕跡の除去と解釈される。

(14) シェパード・バードヘイトクライム防止法の合憲性について、連邦議会の権限及び表現の自由との関係で、上院司法委員会公聴会で議論が行われた(*The Matthew Shepard Hate Crimes Prevention Act of 2009: hearing before the Committee on the Judiciary, United States Senate, One Hundred Eleventh Congress, first session, June 25, 2009*). <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CHRG-111shrg56684/pdf/CHRG-111shrg56684.pdf>>。これまで同法の合憲性が争われた連邦地方裁判所、控訴裁判所では、いずれも合憲とされている。18 U.S.C. § 249の(a)(1)の規定に係る例として、ニューメキシコ州で起きた知的障害のあるナバホ族の男性に傷害を負わせ、腕にスワスティカ(かぎ十字)を刻印した事件に関する判例(*United States v. Hatch*, No.12-2040 (10th Cir.) (filed July 3, 2013) <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/USCOURTS-ca10-12-02040/pdf/USCOURTS-ca10-12-02040-0.pdf>>)等がある。

(15) 末尾翻訳の「[立法事実の]認定(7)、(8)」(18 U.S.C. § 249 note, findings (7)(8))参照。18 U.S.C. § 249(a)(1)に該当しない場合について、(a)(2)にも宗教、民族集団が規定されている。

(16) 18 U.S.C. § 249(a)(2)の規定の合憲性については、性的指向を動機とする事件として同条に規定する罪での初の訴追となったケンタッキー州の事件(*United States v. Jenkins et al.*(Docket No.6:12-cr-00015-GFVT-HAI))等で争われ、合憲とされた。*Memorandum Opinion and Order* signed by Gregory F. Van Tatenhove, United States District Judge, on October 15, 2012. <<http://ia801501.us.archive.org/15/items/gov.uscourts.kyed.69727/gov.uscourts.kyed.69727.129.0.pdf>>を参照。本件では2012年10月に18 U.S.C. § 249(a)(2)については無罪、誘拐罪等で有罪の評決があり、2013年6月19日に判決言渡しが行われている。

(2) 州との関係

(b) (1)の規定により、通常の場合については州が、特別な場合に限り連邦政府が訴追の主体となる。①州が管轄権を有しないこと、②州が連邦政府に対し管轄権の行使を要請したこと、③州による起訴により得られた評決若しくは判決が、偏見を動機とする暴力の根絶に対する連邦の利益を擁護していないことが明らかであること、④合衆国による訴追が公益に合致し、実質的正義の確保のために必要であることのいずれかの場合を除いて、連邦政府は訴追を行うことができない⁽¹⁷⁾。

3 表現の自由との関係

表現の自由の保障に反しないことを明確にするため、18 U.S.C. § 249 note に解釈規定 (Rule

of Construction) があり、合衆国憲法第1修正に基づく権利を侵害し、言論、表現の行使を実質的に妨げるように同法を解釈し又は適用してはならないことが明示されている⁽¹⁸⁾。

おわりに

連邦のヘイトクライム法による訴追件数はオバマ政権下で増加し、2009～2012会計年度には、2005～2008会計年度と比較して29%増となった。この間、13件、37名が訴追され、33名が有罪となっている⁽¹⁹⁾。連邦政府がヘイトクライム対策の最後の拠り所として機能する上で、2009年の連邦法 (18 U.S.C. § 249) の果たす役割が引き続き注目される⁽²⁰⁾。

(ろーらー みか)

(17) 2009年6月25日上院司法委員会公聴会提出の書面陳述で、エリック・ホルダー (Eric H. Holder, Jr.) 司法長官は、市民的権利 (civil rights) に関する犯罪について司法省は例外を除きバックストップ (最後の拠り所) であり、州や地方当局が第一義的な訴追の主体であること、[合衆国検察官マニュアル United States Attorneys' Manual § 9-2.031 にあるとおり] 州の訴追後に連邦が訴追するのは、連邦に実質的利益が存し、州の訴追では明らかに不十分であったときに限られると付言している。

(18) 表現の自由と 18 U.S.C. § 249 の関係について、連邦第6巡回区控訴裁判所の判決 (*Glenn et al. v. Holder*, No.10-2273 (6th Cir.) (filed Aug.2, 2012)) は、同条は「暴力行為を禁ずるものであって、憲法で保障される言論や行為を禁ずるものではない」とし、18 U.S.C. § 249 は原告の反同性愛を唱導する権利を妨害しておらず、原告は当事者適格を欠くとする地方裁判所の判断を支持した。(<<http://www.ca6.uscourts.gov/opinions.pdf/12a0238p-06.pdf>>)

(19) U.S. Department of Justice, *Accomplishments under the leadership of Attorney General Eric Holder*. (<<http://www.justice.gov/accomplishments/>>)

(20) 特に、司法省は、2001年9月11日の同時多発テロ事件を契機とするアラブ系、イスラム教徒、南アジア系等の人々へのバックラッシュ (反発) としての暴力犯罪の取締りに取り組んでおり、18 U.S.C. § 249 の罪による訴追を行っている。例えば、最近のワシントン州の事件など (U.S. Department of Justice, *Washington State Man Pleads Guilty to Federal Hate Crime in Attack on Sikh Man*, June 27, 2013. (<<http://www.justice.gov/opa/pr/2013/June/13-crt-732.html>>))。

合衆国法典第 18 編第 249 条 ヘイトクライム行為 (シェパード・バード ヘイトクライム防止法)

18 U.S.C. § 249 Hate Crime Acts

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課長 ローラー ミカ訳

【目次】

合衆国法典

第 18 編 犯罪及び刑事手続

第 1 部 犯罪

第 13 章 市民的権利

第 249 条 ヘイトクライム行為

合衆国法典

第 18 編 犯罪及び刑事手続

第 1 部 犯罪

第 13 章 市民的権利

第 249 条 ヘイトクライム行為⁽¹⁾

(a) 総則

(1) 現実の又は認識上の人種、肌の色、宗教
又は民族的出自に関する犯罪

法の外観の下で (under color of law)
行われたか否かを問わず、人の現実の又は
認識上の人種、肌の色、宗教又は民族的出
自を理由として、故意に人の身体を傷害し、
又は火、銃砲類、危険な凶器若しくは爆発
物若しくは発火装置を用いて、その身体を
傷害しようとした者は、[(A) に掲げる刑に
処し、その行為が (B) (i) 又は (ii) に掲げる
場合に該当する者にあつては (B) に定める

刑に処する。]

(A) 10 年以下の拘禁若しくはこの編で定
める罰金又はこれらの併科

(B) 次に掲げる場合に該当する者にあつて
は、有期若しくは終身の拘禁若しくはこ
の編で定める罰金又はこれらの併科

(i) その犯罪により [人を] 死亡させた
とき。

(ii) その犯罪が誘拐若しくはその未遂、
加重性的虐待若しくはその未遂又は殺
人未遂の罪に触れるとき。

(2) 現実の又は認識上の宗教、民族的出自、
性別、性的指向、性自認又は障害に関係す
る犯罪

(A) 総則

法の外観の下で行われたか否かを問わ
ず、この号(B)又は第(3)号に規定する事情
があるときは、人の現実の又は認識上の
宗教、民族的出自、性別、性的指向、性
自認又は障害を理由として、故意に人の
身体を傷害し、又は火、銃砲類、危険な
凶器若しくは爆発物若しくは発火装置を
用いて、その身体を傷害しようとした者
は、[(i) に掲げる刑に処し、その行為が
(ii) (I) 又は (II) に掲げる場合に該当する
者にあつては (ii) に定める刑に処する。]

(i) 10 年以下の拘禁若しくはこの編で

(1) 合衆国法典第 18 編第 249 条は、2009 年 10 月 28 日に成立した公法律第 111-84 号第 E 部第 4707 条第(a)項、
第 4711 条により新設された (<http://uscodebeta.house.gov/view.xhtml?req=granuleid:USC-prelim-title18-section249&num=0&edition=prelim>)。以下、インターネット情報は 2013 年 8 月 30 日現在である。なお、脚注及
び訳文中の [] 内の語句は、全て訳者による補記である。

定める罰金又はこれらの併科

(ii) 次に掲げる場合に該当する者にあつては、有期若しくは終身の拘禁若しくはこの編で定める罰金又はこれらの併科

(I) その犯罪により [人を] 死亡させたとき。

(II) その犯罪が誘拐若しくはその未遂、加重性的虐待若しくはその未遂又は殺人未遂の罪に触れるとき。

(B) 所定の事情

この号(A)にいう、この号(B)に規定する事情とは、次に掲げるものをいう。

(i) 被告人若しくは被害者が、

(I) 州境若しくは国境を越え、若しくは

(II) 州際若しくは国際通商の経路、施設若しくは手段を使用して、

移動中に、若しくはその結果としてこの号(A)に規定する行為が生ずること。

(ii) 被告人がこの号(A)に規定する行為と関連して州際若しくは国際通商の経路、施設若しくは手段を使用すること。

(iii) この号(A)に規定する行為と関連して、被告人が、州際若しくは国際通商で移動した銃砲類、危険な凶器、爆発物若しくは発火装置その他の凶器を使用すること又は

(iv) この号(A)に規定する行為が、

(I) 行為の当時に被害者が従事していた通商その他の経済活動を妨害し、若しくは

(II) 他の点で州際若しくは国際通商に影響を及ぼすこと。

(3) 合衆国の特別な海上管轄又は領域管轄内において生じる犯罪

合衆国の特別な海上管轄又は領域管轄内

において、第(1)号又は第(2)号(A)に規定する行為をする者は、(第(2)号(B)に規定する事情の下でその行為が生じたか否かを問わない。)各号に規定する罪の例による。

(4) ガイドライン

この条に基づき合衆国が行う訴追は、すべて、司法長官又は司法長官の指名する者が発するガイドラインに従って、遂行されなければならない。当該ガイドラインは、合衆国検察官マニュアルの一部となり、犯罪が人の現実の又は認識上の態様を理由として行われたか否かを決定するための中立的かつ客観的な基準を確立するものとする。

(b) 認証要件

(1) 総則

司法長官又は指名された者が、次のいずれかであることを書面により認証した場合を除き、合衆国によるこの [条]⁽²⁾に規定される犯罪の訴追は行うことができない。

(A) 州が管轄権を有しないこと。

(B) 連邦政府が管轄権を掌握するよう州が要請したこと。

(C) 州による起訴により得られた評決又は判決が、偏見に動機付けられた暴力の根絶に対する連邦の利益を擁護していないこと明らかであること。

(D) 合衆国による訴追が公益に合致し、実質的正義の確保のために必要であること。

(2) 解釈規定

この項は、連邦職員、又は連邦大陪審がこの条の違反の可能性を取り調べる権限を制限するものと解釈してはならない。

(c) 定義

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(2) 原文は this subsection (この項、すなわち 249 条(b)項)。本来、this section (この条、すなわち 249 条)であるべきと思われる。United States v. Hatch, No.12-2040 (10th Cir.) (filed July 3, 2013), p.29.

(<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/USCOURTS-ca10-12-02040/pdf/USCOURTS-ca10-12-02040-0.pdf>)

- (1) 「身体の傷害」は、この編第 1365 条第(h)項第(4)号に定めるところによるが、被害者に対する単なる感情的又は心理的な損害は含まない。
- (2) 「爆発物若しくは発火装置」は、この編第 232 条に定めるところによる。
- (3) 「銃砲類」は、この編第 921 条第(a)項に定めるところによる。
- (4) 「性自認」は、現実の又は認識上の性別に関連する特徴をいう。
- (5) 「州」は、コロンビア特別区、プエルトリコその他合衆国準州又は領土を含む。

(d) 出訴期限

(1) 死の結果を生じない犯罪

第(2)号に規定される場合を除いて、犯罪が行われた日から 7 年以内に犯罪の正式起訴が認定されない場合、又は犯罪の略式起訴が開始されない場合には、何人もこの条に基づく犯罪により訴追され、裁判され、又は処罰されない。

(2) 死の結果を生じる犯罪

この条に基づく犯罪が死の結果を生じたと主張する正式起訴の認定又は略式起訴の開始は、無期限でいつでも行うことができる。

可分条項

公法律第 111-84 号第 E 部第 4709 条 (2009 年 10 月 28 日成立、123 Stat. 2841) は、「[E] 部のいずれかの規定、[E] 部による改正又は同規定若しくは同改正の人若しくは状況への適用が憲法違反であると認められる場合、それ以外の [E] 部、[E] 部による改正及びその規定の人又は状況への適用は、これによる影響を受けない」と規定した。

解釈規定

公法律第 111-84 号第 E 部第 4710 条 (2009 年 10 月 28 日成立、123 Stat. 2841) は、「[E]

部及び [E] 部による改正を解釈するために、次に掲げる規定が適用される」と規定した。

(1) 総則

[E] 部又は [E] 部による改正に規定する犯罪の刑事裁判において、当事者の合意がない限り、連邦証拠規則の下で関連性があり証拠とされる場合を除き、[E] 部は、裁判所が言論、信条、結社、団体所属又は表現行為を証拠とすることができるかと解してはならない。[E] 部は、現行の証拠規則に影響することを意図していない。

(2) 暴力行為

[E] 部は、被害者の現実の又は認識上の人種、肌の色、宗教、民族的出自、性別、性的指向、性自認又は障害を動機とする暴力行為に適用する。

(3) 解釈及び適用

[E] 部又は [E] 部による改正は、合衆国憲法第 1 修正に基づく権利を侵害するものとして解釈し又は適用してはならない。また、[E] 部又は [E] 部による改正は、[宗教、言論、表現又は結社の権利の行使を実質的に] 妨げることが、やむを得ない公的利益の推進に適合し、かつ、当該公的利益の推進のため最も制限的でない方法であることを政府が証明していない場合において、宗教、言論、表現又は結社の権利を次に掲げる行為を意図して行使していないときは、(信仰体系によりやむを得ない、又は信仰体系の中心であるか否かを問わない。) 宗教、言論、表現又は結社の権利の行使を実質的に妨げるものとして解釈し又は適用してはならない。

(A) 身体的暴力行為の計画又は準備

(B) 他者への切迫した身体的暴力行為の教唆

(4) 表現の自由

[E] 部は、個人の人種、宗教、政治そ

の他の信念の表現のみに基づいて、又は当該信念を唱導し若しくは信望する団体への個人の所属のみに基づいて、訴追を容認するものと解釈してはならない。

(5) 第1修正

[E] 部又は[E]部による改正は、合衆国憲法第1修正に基づく権利を縮小するように解釈してはならない。

(6) 憲法上の保障

[E] 部は、合衆国憲法第1修正により保障される宗教の実践及び平和的ピケ又はデモを含め、(信仰体系によりやむを得ない、又は信仰体系の中心であるか否かを問わない。) 憲法上保障される言論、表現行為又は活動を禁止するように解釈してはならない。合衆国憲法は暴力行為の計画、遂行の陰謀又は遂行で構成される言論、行為又は活動を保障するものではない。

[立法事実の] 認定

公法律第111-84号第E部第4702条(2009年10月28日成立、123 Stat. 2835)は、「議会は次のとおり認定する」と規定した。

- (1) 被害者の現実の又は認識上の人種、肌の色、宗教、民族的出自、性別、性的指向、性自認又は障害を動機とする暴力事件は全米で深刻な問題である。
- (2) こうした暴力は、共同体の平穏と安全を乱し、極めて分断的である。
- (3) 州及び地方当局は、偏見に動機付けられた暴力犯罪等合衆国の圧倒的多数の暴力犯罪を訴追する責任を現在及び将来において担い続ける。これら当局は、より多くの連邦の援助により、より効果的にその責任を果たすことができる。
- (4) 現行の連邦法は、この問題に対処するのに不十分である。
- (5) 偏見に動機付けられた暴力犯罪の顕著な

特徴は、被害者自身並びに被害者の家族及び友人を打ちのめすのみならず、しばしば被害者が選択される原因となった特徴を共有する共同体に攻撃を浴びせることである。

- (6) こうした暴力は、州際通商に、次に掲げる形態等様々な形で多分に影響を与える。
 - (A) 対象となった集団の構成員の移動が妨害され、当該集団の構成員は、当該暴力事件又はその危険から逃れるため、州境を越えて移動することを余儀なくされる。
 - (B) 対象となった集団の構成員は、商品及びサービスの購入、就職若しくは雇用の継続その他の通商活動への参加を妨げられる。
 - (C) 加害者は州境を越えて、当該暴力を犯す。
 - (D) 州際通商の経路、施設及び手段は、当該暴力の遂行を助長するために利用される。
 - (E) 当該暴力は州際通商で移動した物品を使用して遂行される。
- (7) 幾世代にわたって、奴隷制及び意に反する苦役の制度は、奴隷的拘束を受ける者の人種、肌の色及び祖先により定義されてきた。奴隷制及び意に反する苦役は、合衆国憲法第13修正の採択前も後も、人種、肌の色若しくは祖先又は認識上の人種、肌の色若しくは祖先を理由として人に向けられた、公的及び私的な暴力の広がりを通じて、強制されてきた。したがって、人種に動機付けられた暴力を除去することは、奴隷制及び意に反した苦役の痕跡、事件及び遺物をできる限り除去する重要な手段である。
- (8) 合衆国憲法第13修正、第14修正及び第15修正が採択された当時から現在まで、特定の宗教及び民族的出自集団の構成員は、明確な人種として認識されてきた。ゆえに、奴隷制の痕跡、事件及び遺物をできる限り除去するために、少なくとも合衆国憲法第

13 修正、第 14 修正及び第 15 修正の採択時に当該宗教又は民族的出自が人種と考えられていた範囲内において、現実の又は認識上の宗教又は民族的出自に基づく暴行を禁止することが必要である。

(9) 偏見に動機付けられた一定の暴力犯罪に係る連邦の管轄権により、こうした犯罪の

捜査及び訴追において、連邦、州及び地方当局が相互に協力することが可能となる。

(10) 偏見に動機付けられた犯罪の問題は、その性質上極めて深刻、広範かつ州際的であり、州、地方管轄及びインディアン部族への連邦の援助は、是認される。

(ろーらー みか)